

任命権の委任に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文
 ○ 任命権の委任に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第7号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第2 検疫所		別表第2 検疫所	
委任を受ける職員の占める官職	任命権の及ぶ官職の範囲	委任を受ける職員の占める官職	任命権の及ぶ官職の範囲
各検疫所長	当該検疫所に属する官職。ただし、所長、次長、企画調整官、輸入食品・検疫検査センター長、輸入食品中央情報管理官、課長（支所課長を除く。）、上席空港検疫管理官、港湾衛生評価分析官、輸入食品監督官、統括検査官、支所長、出張所長及び検疫調整官（東京検疫所東京空港検疫所支所に限る。）を除く。	各検疫所長	当該検疫所に属する官職。ただし、所長、次長、企画調整官、輸入食品・検疫検査センター長、輸入食品中央情報管理官、課長（支所課長を除く。）、上席空港検疫管理官、港湾衛生評価分析官、輸入食品監督官、統括検査官、支所長及び出張所長を除く。
別表第4 試験研究機関		別表第4 試験研究機関	
委任を受ける職員の占める官職	任命権の及ぶ官職の範囲	委任を受ける職員の占める官職	任命権の及ぶ官職の範囲
国立医薬品食品衛生研究所長 国立保健医療科学院長 国立社会保障・人口問題研究所長 国立感染症研究所長	当該機関に属する官職。ただし、所長、院長、副所長、次長、安全性生物試験研究センター長、研究情報支援研究センター長、保健医療経済評価研究センター長、感染症疫学センター長、エイズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、企画調整主幹、統括研究官、政策研究調整官、部長、課長、国際協力室長、バイオセーフティ管理室長、動物管理室長（国立感染症研究所動物管理室長に限る。）及び支所長を除く。	国立医薬品食品衛生研究所長 国立保健医療科学院長 国立社会保障・人口問題研究所長 国立感染症研究所長	当該機関に属する官職。ただし、所長、院長、副所長、次長、安全性生物試験研究センター長、感染症疫学センター長、エイズ研究センター長、病原体ゲノム解析研究センター長、インフルエンザウイルス研究センター長、薬剤耐性研究センター長、企画調整主幹、統括研究官、政策研究調整官、部長、研究情報支援研究センター長、課長、国際協力室長、バイオセーフティ管理室長、動物管理室長（国立感染症研究所動物管理室長に限る。）及び支所長を除く。
別表第7 地方厚生局		別表第7 地方厚生局	
委任を受ける職員の占める官職	任命権の及ぶ官職の範囲	委任を受ける職員の占める官職	任命権の及ぶ官職の範囲
各地方厚生局長	当該地方厚生局（四国厚生支局を除く。）に属する官職。ただし、局長、部長、管理官、次長、課長（給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)による職務の級が5級以下である事務所の課長を除く。）、支所長、分室長（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）	各地方厚生局長	当該地方厚生局（四国厚生支局を除く。）に属する官職。ただし、局長、部長、管理官、課長（給与法第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(-)による職務の級が5級以下である事務所の課長を除く。）、支所長、分室長（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第73

第735条の2に規定する分室の長を除く。)、事務所長、年金審査分室長、主任情報官、統括指導医療官、総括社会保険審査官及び社会保険審査官を除く。

5条の2に規定する分室の長を除く。)、事務所長、年金審査分室長、主任情報官、統括指導医療官、総括社会保険審査官及び社会保険審査官を除く。